

新型コロナウイルス感染症対策本部会議における決定事項

(令和4年1月26日開催分)

【公共施設、市主催イベント、学校活動等の制限について】

- ・各公共施設については、「まん延防止等重点措置対象地域」からの利用等の制限を行うこととし、藤原京資料室については、2月1日から当面の間休館とする。また、他の施設利用で既に予約をしている方に対しても、適切なソーシャルディスタンス確保等の感染対策の周知を行う。
- ・イベント開催についても、適切な感染症対策を行い実施していくこととする。
- ・施設運営を指定管理に委託している施設については、改めて管理者に対し感染対策の徹底を周知する。
- ・学校体育施設開放事業については、学校の生徒の利用については制限せず、その他の利用を一旦止めることとする。
- ・部活動については、練習時間を短縮するとともに対外試合を自粛する。
- ・幼稚園については、預かり保育等の自粛を求め、こども園については延長保育及び土曜保育の利用制限をしていくこととする。

【市民への感染症防止対策に関する啓発について】

- ・「まん延防止等重点措置対象地域」への不要不急の往来を避けること、マスク着用や消毒の実施、飲食時のルール等の基本的な感染症対策の重要性や新型コロナウイルス感染症に関しての問い合わせ先などの具体的な情報を改めて周知するため、市ホームページやSNS、安全・安心メール等のツールを効果的に使用し情報発信する。